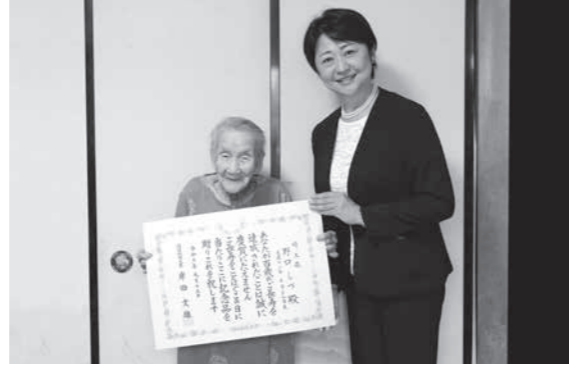


行田市長がご長寿の方々を表敬訪問しました

令和5年度に100歳を迎えられる28人の皆さんのうち、5人の方を行田市長が表敬訪問し、内閣総理大臣からのお祝い状と銀杯、市からの記念品をお渡ししました。

市長から長寿を祝福された皆さんは、大変うれしそうにお祝い状を受け取り、会話を楽しまれていました。

▶問い合わせ 高齢者福祉課
高齢福祉グループ(内線223)



野口しづさん



石井いねさん



左から間々田 てい子さん 田島 かね子さん 岡田 かつさん

里親制度のパネルを展示します

さまざまな事情により、自分の家庭で生活できない子供たちが県内には約1,800人います。子供たちが心身ともに健康に育つために、温かい家庭環境で暮らせることがとても重要です。子供たちを家族の一員として迎え入れ、家庭的な環境で育てていく制度が「里親制度」です。

子供たちの健やかな成長を支援するために、里親制度について正しく理解し、里親、里子が生活しやすい環境づくりにご協力ください。

ぜひ、この機会に里親制度のパネル展示をご覧ください。

▶期間 12月11日(月)～22日(金)

▶場所 市役所本庁舎1階ロビー、「みらい」1階談話コーナー

▶問い合わせ 熊谷児童相談所 ☎521-4152、児童養護施設ケヤキホーム ☎559-3531、子ども未来課児童相談グループ ☎556-2011

「誰かを支えるあなたも支える。」 11月はケアラー月間です

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方で、そのうち18歳未満の方をヤングケアラーと呼びます。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりつつあります。一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立し、悩みを周囲に相談できない状況となっています。ケアラーが孤立することのないように、誰もがケアラー支援の必要性などを理解し、社会全体で見守り、支えていくことが必要です。

県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発に取り組んでいます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

なお、本市では主に次の窓口でケアラーに関する相談を受け付けています。



相談内容	問い合わせ
全般	地域共生社会推進室(内線354)
生活支援に関する相談	福祉課(内線288)
心身の健康に関する相談	健康づくり課 ☎553-0053
ヤングケアラーの相談	教育指導課 ☎556-8316 または 教育支援センター ☎556-6458

※ケア対象の方の状態などにより、別の窓口をご案内する場合があります。

埼玉県思いやり駐車場制度が始まりました

県では11月1日から、障がいや高齢などにより歩行が困難な方のための優先駐車区画を定めた「埼玉県思いやり駐車場制度」を始めました。

▶利用対象
車椅子利用者用駐車区画
常時車椅子利用の方など
優先駐車区画



- ①障がいまたは介護が必要な方で車椅子を利
用されていない方など
 - ②妊娠7カ月～産後1年の方、医師の診断で歩
行に配慮が必要な方など(有効期間あり)
 - ③1歳～6歳のお子さんがいる保護者など(本市
独自)
- ※利用証の詳しい交付基準は県ホームページ
をご確認ください。

▶利用証申請先
【車椅子利用者用、その他高齢者、障害者等用】
福祉課、高齢者福祉課
【妊産婦、けが人等用】
子ども未来課、健康づくり課(保健センター内)

- ▶その他
- ①、②の利用証をお持ちの方も、車椅子使用
者用駐車区画に余裕がある場合は利用ができ
ます。
 - 「埼玉県思いやり駐車場制度」の利用証は、県
外でも同様の制度を行っている場合は利用が
できます。

▶問い合わせ 県福
祉政策課 ☎048-
830-3223



新入学児童生徒学用品費を入学前に 支給します

▶対象 申請時、市内に住所を有し、令和6年4月
に行田市立小・中学校に入学予定のお子さんの
保護者で、児童扶養手当を受給している方また
は生活保護に準ずる程度に生活が困窮されてい
る世帯の方

▶申請方法 「行田市就学援助費支給申請書」に必
要書類を添えて教育総務課へ提出してください。
※中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに
就学援助の支給を受けている方は申請不要

▶提出期限 12月28日(木)(必着) ※令和6年2月
支給

▶問い合わせ 同課 ☎556-8311

さいぼんさんが観光魅力発信SNSアンバサダー に就任しました



行田市長から委嘱状を受け取るさいぼんさん(左)

市では、SNSを活用した本市の観光資源の魅力発信を図るため「行田市観光魅力発信SNSアンバサダー」を設置し、9月20日、同アンバサダーに本市出身のインフルエンサー、さいぼんさんが就任しました。

今後は、さいぼんさんとのタイアップ投稿やSNSの投稿内容に関するアドバイスなどにより、さらなるSNSの活用につなげていきます。

▶さいぼんさんのSNS情報
Instagram : さいぼん(saitama_bongurume)

▶問い合わせ 商工観光課(内線382)



特別障害者手当・障害児福祉手当を 支給します

特別障害者手当

▶支給額 月額27,980円

▶対象 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な状態の方
※施設に入所中の方や継続して3カ月を超えて入院している方は受けられません。

障害児福祉手当

▶支給額 月額15,220円

▶対象 20歳未満で、障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方
※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。

▶その他

- 申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても対象外になる場合があります。
- いずれの手当にも所得制限があります。

▶問い合わせ 福祉課障がい福祉グループ(内線266)